



ハグインレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所

P1



補助金

「カタログ」を一度ご覧下さい！

「中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）」ご存じでしょうか？

人手不足の状態にある中小企業等に対して、「カタログ」に掲載された汎用製品が補助対象となり、従業員数によって補助上限額が200～1,000万円（上乘せの場合300～1,500万円）と決まっています。

テーマは「省力化」ですので、一般に自動化され人手を減らすことのできる製造業向けの機械装置類が主たる対象と推察されますが、「カタログ」を見渡しますと、製造業だけでなくあらゆる業種に使える可能性があることがわかります。

設備投資をご検討されている事業者様は、一度インターネットで、「省力化補助金」「カタログ型」と検索して、その「カタログ」を開いてみて下さい。もしかしたら、御社にも使える対象となる設備があるかもしれません。

なお、この補助金の申請は、これまでのものづくり補助金の場合の認定支援機関ではなく、設備の販売業者様がお手伝いすることになっておりますので、詳細につきましては該当の販売業者様へお尋ねください。

■「カタログ」の検索サイトに並ぶ業種分類

- ・飲食サービス業 ・宿泊業 ・製造業 ・卸売業 ・小売業 ・その他の事業サービス業
- ・娯楽業 ・生活関連サービス業 ・倉庫業 ・建設業 ・印刷・同関連業 ・専門・技術サービス業
- ・廃棄物処理業 ・サービス業（他に分類されないもの） ・自動車整備業
- ・鉱業、採石業、砂利採取業 ・運輸業 ・物品賃貸業 ・情報サービス業 ・金融業
- ・広告業 ・映像・音声・文字情報制作業

■「カタログ」に掲載されている製品

主に非製造業のみを対象とした製品カテゴリ（抜粋）

- ・清掃・配膳ロボット、バックヤード業務サポート ・店舗・施設向けセルフ対応型機器
- ・厨房サポート ・自動車整備 ・美容機器 ・店舗・施設向け販売情報表示支援システム

非製造業・製造業を対象とした製品カテゴリ（抜粋）

- ・物流システム機器 ・廃棄物分離回収 ・荷移動・運搬サポート ・ラベル貼り付け
- ・高機能建設機械 ・解体機 ・労働負担軽減デバイス ・伝票処理・検品支援システム

製造業のみを対象とした製品カテゴリ（抜粋）

- ・非破壊検査装置 ・表面処理 ・精密測定・品質管理機器



万博レポート

P2

はじめまして。4月に新入社員として入職しました、林 健太郎と申します。

6月5日、事務所全員で大阪・関西万博へ行ってまいりました。この日の会場は、最高気温 27℃の快晴で、会場を歩き回ると少し汗ばむ陽気でした。これから夏本番になりますので、行かれる方は熱中症対策を十分になさってください。

入場してまず驚いたことは、老若男女幅広い世代の方が来られていることでした。それに応えるように、会場には休憩スポットも十分にあり、長距離歩くのが難しい方にはセニアカーのような電動モビリティの貸し出しも行っていました。他にも随所に細やかな配慮がされていて、どなたが来られても不自由なく、その人なりの楽しみ方ができる場になっていると感じました。

せっかく来たからには万博を最大限堪能したいという方は、朝一番の使い方が大切です。入場したらまず、絶対に見たいものを済ませるのが最も賢明です。昼になるにつれて人は増える一方で、列に並ぶことさえ規制がかかるパビリオンもありました（私はオーストリアパビリオンを狙って 12 時頃に向かったのですが並べませんでした）。

また、スタンプラリーがお好きな方はスタンプパスポートを購入して、会場内に 190 個設置されているスタンプを集めるのもおすすめです。一部例外はありますが、スタンプはパビリオン外に設置されているので事前予約や列に並ぶ必要があるパビリオンであっても気軽に押して回ることができます。見る予定がなかったパビリオンで新たな発見もあるかもしれません。ちなみに私がこの日に押せたスタンプの数は 59 個でした。コンプリートへの道はまだまだ長い…

私が見学して感じたことは、革新的な技術の見本市という側面も当然ありながら、万博のコンセプトでもある「いのち」について考える機会をくれた場でした。生命の起源から iPS 心臓などの「肉体的ないのち」もさることながら、各国の文化や自然など「内外的に私たちが規定しているいのち」にも触れることができたと感じています。コモンズ館を中心に回ったがゆえのことですが、新しいものばかりでなく、今まで受け継がれてきた伝統や技術をどう未来に残していくかという問いかけも見えてきて、過去と未来という 2 つの時間軸から今を再考し、何をすべきかを考えるきっかけになりました。これは特に、日々の生活で精一杯な私にとっては貴重な経験になったと思います。

と、ここまで私が感じたことを述べてきましたが、人によって何を感じるかは異なって当然ですし、その人が感じたことがその人の正解で、万博はそうした考え方を受け入れてくれる場所です。現地に赴くことでしか味わえない感覚が必ずあります。次も同じ間隔で大阪万博があるとしたら、2080 年、現在 24 歳の私も 79 歳になっています。一生に一度の体験になるかもしれませんので、機会がありましたら是非行かれてみてはいかがでしょうか。 (記事担当：林 健太郎)

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。
会社名 _____

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL _____

FAX 079-288-0997
FAX _____



情報

健康保険証の発行終了による、 資格取得・喪失手続きの変更

P3

昨年の12月以降、健康保険証の新規発行が終了しています。

それに伴う従業員の資格取得・喪失手続きの変更点についてまとめていますので、ご確認ください。

【用語の説明】

- ・「マイナ保険証」…保険証の利用登録をしたマイナンバーカード
- ・「資格確認書」…従来の健康保険証と同じプラスチックカード（色は黄色）
- ・「資格情報のお知らせ」…紙製のカード。資格取得時に全員発行。カードリーダーが使えない医療機関で必要（マイナポータルの提示で代用可能）

【入社時（資格取得・被扶養者異動届）】

- ・原則、従来の保険証は発行されません。
- ・「マイナ保険証」が利用できない状況にある従業員（マイナンバーカードを取得していない、健康保険証の利用登録していないなど）は、「資格確認書」の発行が必要です。発行する場合は、資格取得届の用紙にある「資格確認書発行要否欄」にチェックを入れて、届出して下さい。

～ 「資格確認書」の発行を忘れた場合 ～

- ・「資格確認書」の交付申請を、協会けんぽに郵送で行ってください。おおむね1週間程度で「資格確認書」が会社に郵送されます。

【退社（資格喪失・被扶養者異動届）】

- ・退職時の保険証等の返却について、
 - ①「従来の保険証」：返却が必要（マイナ保険証に完全移行後は、返却不要の予定）
 - ②「資格確認書」：返却が必要
 - ③「資格情報のお知らせ」：返却は不要

【その他（氏名変更・破損・紛失等）】

- ・入社と同様。従業員の必要に応じ、資格確認書の交付を依頼して下さい。

（記事担当：社会保険労務士 小山雅広）

※今後ハクシオンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない
会社名 _____

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL _____

FAX 079-288-0997
FAX _____

起こりうる3つの不在への そなえと予防

